

主な「受検の手引」販売元一覧表

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつげんビル 5F	011-231-4428
同 東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北町ビル 5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-1 興和ビル 9F	025-280-0128
同 中部支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-17-10 三愛ビル 5F	052-962-2394
同 関西支部	〒540-0012 大阪府中央区谷町 2-7-4 谷町スリースリースビル 8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀 12-22 築地ビル 4F	082-221-6841
同 四国支部	〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイトビル 4F	087-821-8074
同 九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-4-30 いわきビル 2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客 4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒905-1152 名護市字伊差川 24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

令和2年度2級建設機械施工技術検定試験(学科試験のみ)(第2回)

受検の手引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
TEL 03-3433-1575 (平日9:30~12:00/13:00~17:30)
FAX 03-3433-0401 URL <https://jcmanet-shiken.jp/>

「受検の手引・申込用紙」共で1部500円(郵送で請求のときは送料共で1部750円)
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)

(建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験)

令和2年度 2級建設機械施工技術検定試験

【学科試験のみ】(第2回)^{注1)}

受検の手引

受付期間	令和2年9月23日(水)~10月21日(水) 締切日「10月21日(水)」の消印まで有効(消印のある場合)				
学科試験日	令和3年1月17日(日)				
学科試験地	北広島市	滝沢市	東京都	新潟市	北名古屋市
	大阪市	広島市	高松市	福岡市	那覇市

※学科試験地は、都合により変更する場合があります。

【注意】

建設業法の改正に伴い、令和3年度から検定制度が変わります。
(新制度については、当協会ホームページに記載しています。)

※本手引きの令和3年度以降に関する記述は、新制度による用語を使って説明しています。

注1)：本手引は、令和3年1月17日に実施する「学科試験のみ(第2回)」を受検される方のための手引です。この試験に合格された方は、令和3年度から令和13年度までに実施される2級の第二次検定のいずれかを、連続して2回まで受検することができます。なお、第二次検定の受検には、「2級建設機械施工管理技術検定試験【第二次検定】」の受検の手引が必要になります。

注2)：この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。

注3)：当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。

注4)：受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種別等)の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

お知らせ

令和元年6月に建設業法が改正されました。これに伴い令和3年度から建設機械施工技術検定試験も変わります。

現時点までに決定している事項については、下記の協会ホームページに掲載しております。詳細については、令和3年度建設機械施工管理技術検定の受検の手引の販売がはじまる令和3年2月までに協会ホームページで随時お知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

〈一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部ホームページ URL〉
<https://jcmanet-shiken.jp/>

〈問合せ先：一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部〉
TEL 03-3433-1575（平日 9:30～12:00、13:00～17:30）

受検の際には、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る注意事項（26頁）を遵守し、防止対策にご協力をお願いいたします。（マスクをご持参のうえ、必ず着用してください。）

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的に、建設業法第27条に基づく国土交通大臣の指定する機関として、一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

平成27年12月26日付けの建設業法施行令の一部改正により、令和3年3月31日時点で17歳以上になる者であれば、実務経験がなくても学科試験を受検できることになりました。この学科試験は、従来からの技術検定試験（学科試験と実地試験を合わせて申し込む試験）と区別するため、「学科試験のみ」という呼称で実施しています。

さらに、令和3年4月1日施行の建設業法施行令の改正により、これまで「学科試験」と「実地試験」により行っていた試験をそれぞれ独立の試験とし、「第一次検定」と「第二次検定」として実施することとなりました。「学科試験のみ」を受検し合格した場合は、学歴に応じた実務経験を積んだ後「第二次検定」を受検し、これに合格し所定の手続きを行うことで国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2級建設機械施工管理技士」と称することが認められるとともに、建設業法に定められた一般建設業の許可要件である営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められます。

なお、「第二次検定」は、「学科試験のみ」を受検し合格した年度から12年以内（合格年度を含む）に実施され、かつ連続する2回の「第二次検定」に限られます。

- 注）1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受験希望地」等の文言を使用しています。
2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は建設業法施行令により定められた額となっております。

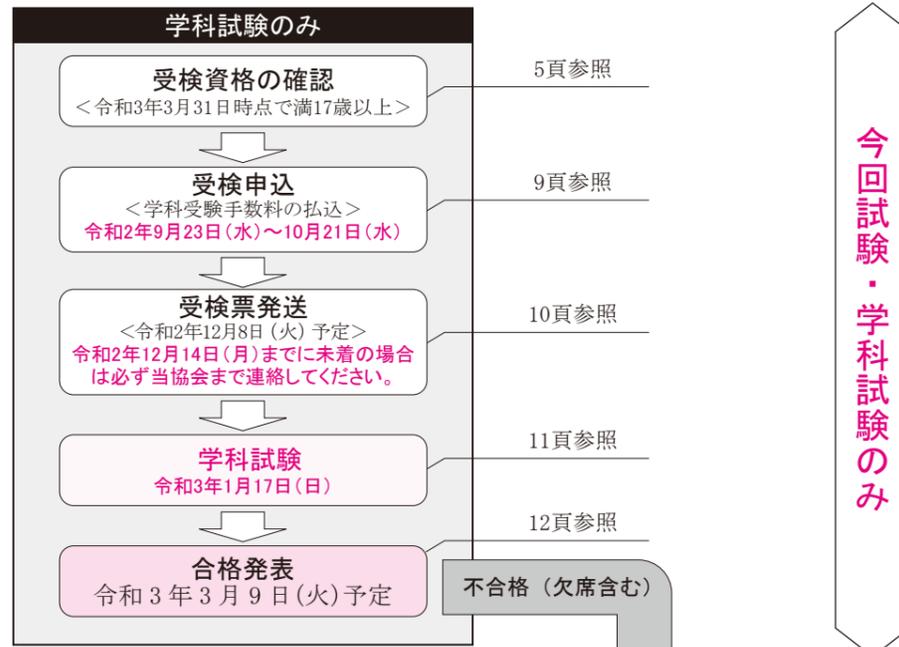
目次

2級建設機械施工管理技士の資格取得までの流れ	3
1. 受検資格と申込みに必要な書類	5
2. 受検種別（建設機械の種類）について	6
3. 試験の方法及び内容	6
4. 試験の日時及び試験地等	9
5. 受験手数料	9
6. 受検申込みについて	9
7. 住所変更等について	11
8. 受験地変更について	11
9. 受検の取り消しについて	11
10. 学科試験にあたっての注意	11
11. 合格発表及び通知	12
12. 不正行為に対する措置	13
13. 個人情報について	13
14. 申込書類の作成方法（記入例）	14
15. よくある質問	19
16. 新制度による2級第二次検定での資格取得について	21
17. 参考（建設業法による技術者制度等、建設機械施工管理技士の処遇）	22
○ 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届	25
○ 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項	26

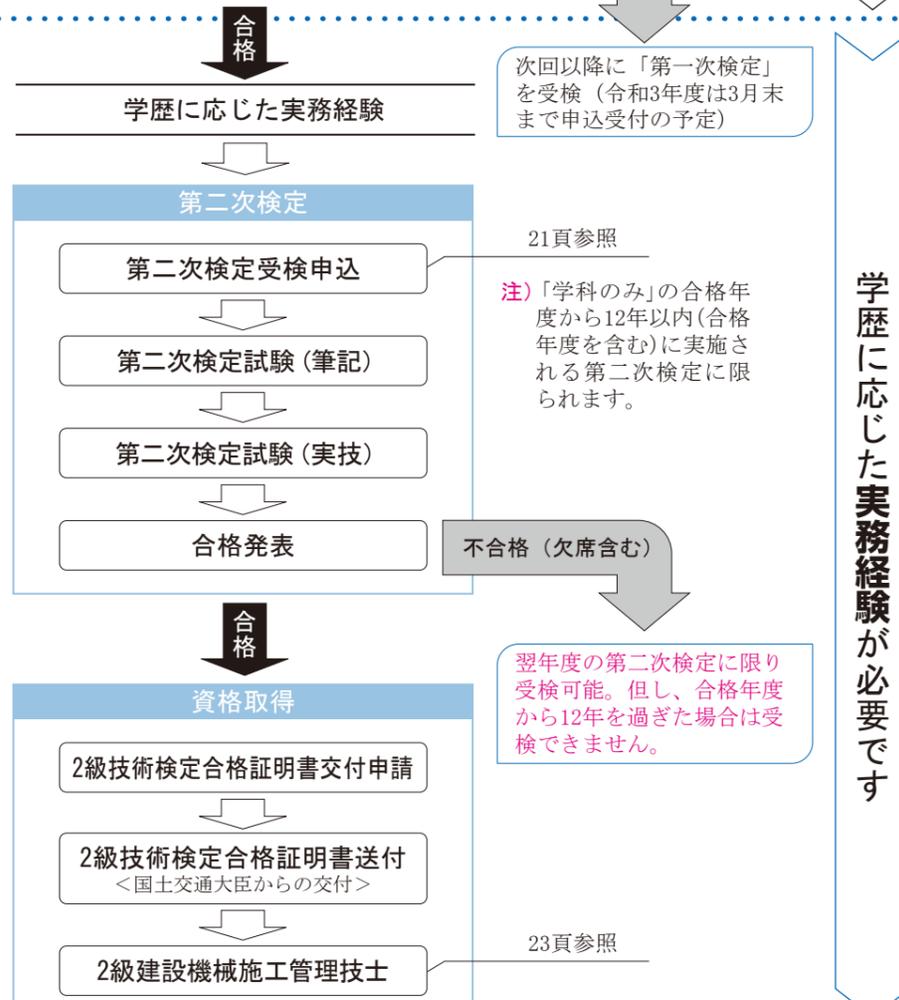
2級建設機械施工管理技士の資格取得までの流れ

注) 月日まで記載の事項については、実施の都合上変更する場合があります。

平成28年度～令和2年度
(現行制度による検定)



令和3年度以降
(新制度による検定)



※最新情報は協会ホームページでご確認ください
<https://jcmnet-shiken.jp/>

◎受検申込～試験～合格発表までのスケジュール【2級学科試験のみ(第2回)】

受検申込の受付期間 (学科受験手数料の払込期間)	令和2年9月23日(水)～ 10月21日(水)	最終日の消印があるものまで有効 【手引P9】
受検票発送	令和2年12月8日(火)(予定)	12月14日(月)までに届かない場合は、 当協会試験部まで連絡 【手引P10】
受験地変更	令和2年12月14日(月)まで	転勤等で居住地が変わる者に限り受付 【手引P11】
受験の取り消し	令和2年12月14日(月)まで	書面により当協会試験部まで申し出る 【手引P11】
試験日	令和3年1月17日(日)	午前9時15分までに入室 【手引P9】
合格発表 合格通知	令和3年3月9日(火)(予定)	合格発表日から数日しても通知が届かない場合は、 当協会試験部まで連絡 【手引P12】

※ 学科試験は、共通問題と種別問題の試験があります。共通問題は、すべての学科受験者が受検しなければなりません。共通問題を欠席すると、種別問題を受検することができません。

※ 令和2年2月14日から3月31日までに既に申込を完了されている方^(*)は、今回、受検手続きの変更は必要ありません。

再度申し込まれた場合は、受験手数料から試験事務手数料を差し引いたうえで受験手数料を返金いたしますので、ご注意ください。

(*)：令和2年度2級【学科試験・実地試験】、【学科試験のみ】の受検申込みを完了されている方

2級建設機械施工技術検定（学科試験のみ）（第2回）

1. 受検資格と申込みに必要な書類

(1) 受検資格 令和3年3月31日時点で満17歳以上となる者

(2) 申し込みに必要な書類（下記の①～⑤の書類）

※申込書類に不備や不足があると、受検できない場合がありますのでご注意ください。

① **受検申請書類** 2枚

履歴票・受検申請書 1枚
写真票・受験手数料振替払込受付証明書貼付書 1枚
○同封の指定用紙を使用してください。

② **受検申込書**（コンピュータ入力票）1枚

○同封の指定用紙を使用してください。

③ **本籍地記載の住民票** 1通 **住民票は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。**

○申請時から6ヶ月以内に取得したもので交付日の記載があるもの。
○住民票のコピーは不可。
○外国籍の方は国籍・通称名記載のものがが必要です。

④ **パスポート用カラー証明写真** 1枚

写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真

- ①縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの
- ②申請時から6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなし
- ③無背景、無帽、正面を向いたもの（概ね肩から上）
- 以下の写真は使用できません。
 - ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの
 - ・背景（壁・窓・カーテン等）があるものや背景と服の色が同じもの
 - ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの
 - ・前髪、メガネのフレームが目にかかっているものや照明が反射しているもの
 - ・サングラス、色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
 - ・写真の人物像の頭頂部から顎までの長さが3センチ以下のもの
- 写真の裏に、氏名、受検する級、受験希望地を記入してください。
- 写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。（セロテープ使用不可。写真に傷や汚れがつかないように注意してください。）

⑤ **受験手数料振替払込受付証明書**

- 受験手数料は、同封の振替払込用紙により、受検者ごとに払い込んでください。1つの種別を受検する場合は10,100円、2つの種別を受検は20,200円です。（払込手数料は受検申込者の負担となります。）
- 振替払込受付証明書を受検申請書類の振替払込受付証明書貼付欄にはがれないよう全面のり付けしてください。
- 振替払込請求書兼受領証は受検者本人が保管してください。（領収書に代えさせていただきます。）
- ATM（現金自動預払機）を利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、その原本を振替払込受付証明書貼付欄に全面のり付けしてください。証明書は、本人の控えとして必ずコピーを取ってください。

インターネットや電信振替での振込みは受付ておりません。

2. 受検種別（建設機械の種類）について

2級の建設機械施工技術検定試験は、下表の第1種から第6種の種別により実施します。令和2年度の学科試験で受検できる種別は最大で2つの種別までです。（詳細は、下記の3.を参照）

種別	内容
第1種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第3種	モーター・グレーダーによる施工
第4種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上げ機等による施工
第6種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

3. 試験の方法及び内容

学科試験は、各種別に共通する土木工学、建設機械原動機、石油燃料、潤滑剤、法規に関する「共通問題」と、各種別の建設機械、建設機械施工法に関する「種別問題」について、択一のマークシート方式により行います。

試験は、**最大2つの種別を受検できますが、試験の時間割の都合上、奇数種別（1種、3種、5種）と偶数種別（2種、4種、6種）のグループから各1つの種別の選択となります。**

受検可能な種別の組合せは、第1種と第2種、第1種と第4種、第1種と第6種、第2種と第3種、第2種と第5種、第3種と第4種、第3種と第6種、第4種と第5種、第5種と第6種の9通りです。

- 学科試験は「共通問題」と「種別問題」で構成されています。
- 共通問題は、全ての学科受検者が受検しなければなりません。**
- 種別問題は、受検者が選択した1つ又は2つの種別についての試験です。
- 共通問題及び種別問題ともに、択一のマークシートによる解答方式です。
- 共通問題と種別問題の両方あるはいずれかひとつを受検しなかった場合は「欠席扱い」となります。不合格通知は送付いたしません。
- 共通問題を欠席した受検者は、種別問題を受検できません。**

※学科試験の時間割は、9頁を参照してください。
（参考）令和元年度の2級学科試験問題は、協会ホームページに掲載しております。

試験内容の詳細は次頁の表を参照してください。

試験区分	試験科目	試験基準
共通	土木工学	1. 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 2. 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
	建設機械原動機	1. 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。 2. 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 3. 機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。
	石油燃料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
	潤滑剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
	法規	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。
第 1 種	トラクター系建設機械	1. トラクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	トラクター系建設機械施工法	1. トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. トラクター系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
第 2 種	ショベル系建設機械	1. ショベル系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	ショベル系建設機械施工法	1. ショベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. ショベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. ショベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. ショベル系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
第 3 種	モーター・グレーダー	1. モーター・グレーダーの構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーの運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	モーター・グレーダー施工法	1. モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. モーター・グレーダーによる建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

試験区分	試験科目	試験基準
第 4 種	締め固め建設機械	1. 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 締め固め建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 締め固め建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	締め固め建設機械施工法	1. 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 締め固め建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
第 5 種	舗装用建設機械	1. 舗装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 舗装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 舗装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	舗装用建設機械施工法	1. 舗装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 舗装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 舗装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 舗装用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
第 6 種	基礎工事用建設機械	1. 基礎工事用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3. 基礎工事用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
	基礎工事用建設機械施工法	1. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2. 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3. 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

4. 試験の日時及び試験地等

(1) 試験の日時

試験区分	日	時
学科試験	令和3年1月17日(日)	午前9時15分から

(2) 学科試験の試験地(予定)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 北広島市	(岩手県) 滝沢市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 北名古屋市	(大阪府) 大阪市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那覇市

※学科試験地は都合により変更する場合があります。

(3) 学科試験の時間割(予定)

試験区分	入室時刻	試験準備 (試験問題配布等)	試験時間
共通問題注1 (択一式)	9時15分	9時15分～9時30分	9時30分～10時30分
種別問題(第2種、第4種、第6種) (択一式)	11時15分	11時15分～11時25分	11時25分～12時25分
(昼休み)		(12時25分～13時25分)	
種別問題(第1種、第3種、第5種) (択一式)	13時25分	13時25分～13時35分	13時35分～14時35分

注1 共通問題は、すべての学科受検者が受検しなければなりません。共通問題を欠席すると、2時間目以降の種別問題を受検することはできません。なお、問題解答は択一で、マークシート方式で行います。

5. 受験手数料

受験手数料は下表のとおりです。「6. 受検申込みについて」に従い、受付期間内の令和2年10月21日までに払込を行ってください。期日を過ぎると受検できません。

1つの種別を受検	10,100円
2つの種別を受検	20,200円

6. 受検申込みについて

(1) 受検申込の受付期間

令和2年9月23日(水)～令和2年10月21日(水)

※当日の消印まで有効ですが、料金別納や後納による消印のない簡易書留の場合は、令和2年10月21日必着としてください。期日を過ぎた受検申込は受付しません。

(2) 提出先

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(3) 受検申込方法と注意事項

①申込書類は、**必要な書類すべてに必要な事項を記載のうえ一括同封により郵送**してください。
必要書類の不足及び記入漏れや誤記など書類に不備がある場合は、受検ができないことがありますので、十分に確認し申請してください。

②申込書類一式を指定の申込み用封筒(オレンジ色)に入れ、**必ず郵便局の窓口で簡易書留として、郵送**してください(ポストへは投函しないでください)。

※受検者別に個別の封書で申込をしてください。同じ会社や学校であっても、複数の受検者による一括の申込は受付しません。また、直接持参や宅配便等を利用した申込も受付しません。

③学科試験の受験手数料は、**指定の郵便振替払込用紙**により払込をし「**郵便振替払込受付証明書**」を申請書の添付欄に全面にのり付けして貼付してください。**ATMを利用して払込む場合は、ご利用明細書の原本を貼付**してください。また、控えとして必ず**コピーをとり申込者で保管**してください。

郵便局(ゆうちょ銀行)窓口の郵便振替による受験手数料払い込み受付は、**午後4時まで**となっています。また、郵便取扱業務については、各郵便局で営業時間が異なりますので注意してください。なお、**インターネットや電信振替での受験手数料の払込みは受付しません。**

④**令和2年10月21日(水)の消印まで**の申込が有効となります。(消印のないものは10月21日必着)。

受付期間を過ぎた申込は受付しません。期日を過ぎて受験手数料の払込をした者へは、試験事務手数料を差し引いたうえで2月中旬頃を目安に返金させていただきます。

⑤受検申込後に受検を取り消す場合は、11頁の「9.受検の取り消しについて」により期限内に取消を行ってください。受検の取り消し手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金しません。取り消し手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり受験手数料は返金しません。

⑥受験手数料の払込み後の「払込金受領証(お客様用)」は領収書に代えさせていただきますので紛失しないように保管してください。 ※当協会から領収書の発行はいたしません。

⑦**申込書類の到着確認は、当協会への問合せでは確認できません。**

簡易書留発送時に郵便局で渡される「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、**日本郵便のホームページ等で確認してください。**

⑧受検資格のない受検申請者及び上記①等により受検できない受検申請者若しくは⑤により受検を取り消した者には、本人宛に通知したうえで受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を、現金書留により受検申請者が指定した郵便物送付先住所に郵送します。
返金の時期は2月中旬頃となります。

⑨申込書類は返却しません。申込書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分いたします。

(4) 受検票の送付(受検者の郵便物送付先住所にハガキを送付)

令和2年12月8日(火)に発送を予定しています。

令和2年12月14日(月)までに届かない場合は、必ず受検者本人から当協会まで連絡してください。

7. 住所変更等について

郵便物送付先住所等に変更が生じた場合は、本手引き25頁の変更届をコピーし、必要事項を記入のうえ当協会あてに送付してください。

氏名及び本籍の変更は、戸籍抄本を同封のうえ簡易書留郵便にて送付してください。受験地変更については、下記の8項によるものとします。その他の変更届については、FAXによる送付としますが、送付後に必ず電話をして当協会受理事務室で受理したことを確認してください。

8. 受験地変更について

受験地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由により受験地変更を希望される場合は、令和2年12月14日(月)までに、下記①～③の書類を同封のうえ簡易書留郵便またはFAXにより当協会あてに送付してください。なお、FAXを送付する場合は必ず事前に当協会へ電話連絡をし、送付後も当協会受理事務室で受理したことを電話連絡をして確認してください。

- ① 変更届（本手引き25頁の書式をコピーしご利用ください。）
- ② 受検票のコピー（到着していない場合は不要です。）
- ③ 変更理由を証明するもの（転居先の住民票の写し、その他転居を伴う異動を証明するもの）
※出張及び旅行等は転居を伴う異動に含みません。

試験会場の都合により受験地変更ができない場合もあります。受験地変更の可否については、当協会から受検者に連絡します。上記期日を過ぎた変更届は受付しません。

9. 受検の取り消しについて

受検を取り消す場合は、令和2年12月14日(月)までに書面により当協会あてに申し出てください。当協会へご連絡いただければ、手続方法及び返金方法についてご説明いたします。

受検の取消しを申し出た受検者については、受験手数料から試験事務手数料を差し引いたうえで受験手数料を返金します。上記期日を過ぎての受検の取消しはできません。受検の取消しがなく受検しない場合は、「欠席」となり、受験手数料は返金いたしません。また、欠席者には不合格の通知は送付しません。

10. 学科試験にあたっての注意

試験日時と試験会場については受検票により確認してください。また、試験会場までの経路、交通機関及び所要時間等をあらかじめ確かめたうえで、遅刻しないよう時間に余裕を持って来場してください。

できる限り公共交通機関をご利用ください。試験中に駐車違反等で呼出しを受け退室した場合は再入室はできません。また、試験開始から所定の時間内は退室が認められませんので、車での来場には十分に注意してください。

- (1) 当日に持参するもの（忘れ物がないよう自宅を出る前にもう一度確認してください。）
 - 1) 受検票（紛失された場合は、(2)の2)を参照してください。）
 - 2) 筆記具（硬度がB又はHBの黒鉛筆若しくはシャープペンシル、プラスチック消しゴム）
※上記以外の筆記具は機械が読み取れないので使用できません
注1) 電卓は使用できません。
注2) 通信機能や計算機能などの時計以外の機能がついた時計は使用不可となります。
 - 3) 写真付き身分証明書（運転免許証、学生の方は学生証）

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、9時00分までに来場し、受付で受検番号ごとに指定された試験室を確認してください。9時15分までに入室し、受検票を机の上に置き、着席してお待ちください。
- 2) 受検票を紛失又は忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書（免許証等、学生の方は学生証）が必要です。
※紛失により再発行した受検票は受検後も大切に保管してください。
- 3) 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室及び受検はできません。
- 4) 試験開始後は30分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- 5) 試験会場内は全て禁煙です。
- 6) 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞆等にしまっておいてください。
- 7) 試験中は、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- 8) 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- 9) 不正行為があった場合及び試験監督者の指示に従わない場合は退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「12.不正行為に対する措置」を適用します。
- 10) 試験問題と択一式の解答については、試験日の翌日の9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表いたします。なお、試験問題の持ち帰りを希望する受検者については、試験終了時刻まで試験室に着席していた者に限り許可されます。

(3) 試験の中止及び試験時間の繰り下げについて

大規模災害等により試験を中止する場合及び試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。公共交通機関の遅延など不特定多数の受検者に影響がある場合は、ご確認をお願いします。

11. 合格発表及び通知

(1) 合格発表予定（発表日が確定次第、当協会ホームページでお知らせします。）

- 1) 学科試験
令和3年3月9日(火)(予定)
- 2) 合格発表の方法と場所
下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。
 - ①一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
 - ②国土交通省（各地方整備局、北海道開発局）
 - ③内閣府沖縄総合事務局
 - ④一般社団法人 沖縄しまたて協会
 - ⑤一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <https://jcmnet-shiken.jp/>

(2) 合否の通知

受検者あてに郵便物送付先住所へハガキにより通知します。上記(1)の合格発表日から数日しても通知が届かない場合は受検者本人から当協会へご連絡ください。ただし、試験を欠席した受検者への不合格通知は送付いたしません。合格通知書は、実地試験の申込時に必要になるので大切に保管してください。

(3) 合否等の問合せ

合否については、上記(1)及び(2)によりご確認ください。
合否及び採点に関する問合せには一切応じられません。

12. 不正行為に対する措置

受検中の不正行為のほか、申請書・証明書の虚偽記載等の不正な手段による受検が明らかとなった場合は、本技術検定の受検の禁止又は合格の取消しの措置を行います。この処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

また、不正行為に関与した者は建設業法違反として罰則を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

13. 個人情報について

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者を除く）に対して一切公表又は提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別及び写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求めない個人情報（住民票に記載されたマイナンバー等）については、当協会が管理するデータの対象外とします。

2級（学科試験のみ）（第2回）

14. 申込書類の作成方法

誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

重要

申込書類に記載する氏名、本籍、生年月日、現住所は、住民票のとおり記載してください。また、その後に当協会より送られる受検票や合格通知書に誤記がある場合は、速やかに当協会へ連絡し訂正を申し出てください。

受検申請書・履歴票の記入にあたっての注意及び記入例

- ・ 年齢は **令和3年3月31日現在** の年齢としてください。
- ・ 記入洩れや誤記等がある場合、受検できない場合がありますので、受検者自身で正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください）。
- ・ 提出には、必ず手引きに同封の専用封筒を使用し、封筒にも受験地名、差出人の住所、受検申請者の氏名を記入してください。
- ・ **誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。**

①
②

R02 2級 (学科試験のみ) (第2回)

2級技術検定受検申請書
2級の技術検定(学科試験のみ)(第2回)を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

令和 2 年 10 月 1 日
一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

氏名 **梶原 太郎**

受検種別 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種

学科試験受験希望地 **東京**

A票

年齢は令和3年3月31日現在で計算してください。

学科の希望受験地を記入してください。

履歴票 ※記入不要

受検希望地	東京	受検番号	
フリガナ	カジワラ タロウ	生年	昭和15年11月3日生
氏名	梶原 太郎	月日	(平成)17年4ヶ月
フリガナ	トウキョウト〇〇ク△△	本籍	東京府・県
現住所	東京府・県 〇〇区△△3-5-8		(TEL. 03 - 0000 - XXXX)
勤務先または在学中の学校名	芝公園工業高等学校 機械科		(勤務先は部・課まで記入、学校名は学部・学科まで記入) (TEL. 03 - 0000 - XXXX)
勤務先所在地または在学中の学校所在地	東京府・県 〇〇区△△1-1-1		(〒〇〇〇 - XXXX)
最終学歴 ※在学中の場合は記入不要	東京府・県 〇〇区△△1-1-1	卒業年月	年 月

誓約欄 この記入内容に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約します。

梶原 太郎 **捺印**

申込日

受検種別を○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受検する場合の例です)

氏名、本籍、生年月日、現住所は住民票に記載されているとおり記入してください。郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

勤務先は、現在所属している部課名まで記入してください。現在通学している場合はその学校名を記入してください。所在地は郵便番号、番地まで正確に記入してください。

社会人の方は、最終学歴(学校教育法によるもの)学校名、学部・学科名、卒業年月を記入してください。現在、在学中の場合は記入不要です。

必ず受検者本人が、手書きで署名し、押印してください。

郵便振替払込受付証明書貼付欄・写真票の記入にあたっての注意及び記入例

- ・ 記入洩れや誤記等がある場合、受検できない場合がありますので、受検者自身で正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください）。
- ・ 提出には、必ず手引きに同封の専用封筒を使用し、封筒にも受験地名、差出人の住所、受検申請者の氏名を記入してください。
- ・ **誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。**

④

「郵便振替払込受付証明書」を貼付してください。

ATMで払込んだ場合は、「ご利用明細票」の原本を貼付してください。明細票のコピーを必ず取って保管してください。

記入例は、払込受付証明書を貼付した状態です。

⑥裏

⑤表

⑥裏

R02

郵便振替払込受付証明書 (払込人→郵便局→払込人)

00170-5-71122
一般社団法人 日本建設機械施工協会
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
金額 払込人住所氏名
〇〇区△△3-5-8 梶原太郎
TEL. 03 - 0000 - XXXX

受検種別 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種

学科試験受験希望地 **東京**

氏名 **梶原太郎**

条件 **パスポート用カラー証明写真**
写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真
①縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの
②6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなし
③無背景、無紐、正面を向いたもの(腰ねらみから上)
④自前のカメラで撮影したものは使用できません。
⑤写真の裏に氏名、受検する希望受験地を記入してください。
⑥写真貼付欄にはおなじみの「セロテープ」は使用しないでください。
※台帳証明書の写真は、写真黒い部分を必ず取り除いてください(受検後提出していただきます)。
詳しくは「受検の手引き」5頁で確認してください。

R02

令和2年度技術検定写真票

カジワラ タロウ 梶原太郎

受検番号

出欠状況表

区	分	出	欠
学	第	種	種
科	第	種	種

撮影日: R02年10月1日撮影

※印は、記入しないこと。裏面にも記入欄があります。

④

学科試験の受験手数料
・ 1つの種別を受検する場合 10,100円
・ 2つの種別を受検する場合 20,200円

⑤表

受検者の氏名を必ず記入してください。

⑥裏

撮影日を必ず記入してください。(申請時から6カ月以内)

⑤表

必ず受検者本人が、手書きで記入してください。

左に書かれている写真の条件をご確認の上、貼付ください。それ以外のものは、認めませんのでご注意ください。

⑥裏

受検種別を○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

コンピュータ入力票の記入にあたっての注意及び記入例

- ・ []内は、必ず記入してください。
- ・ []内は、該当する方が記入してください
- ・ 記入洩れや誤記等がある場合、受検できない場合があるので、受検者自身で正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください）。
- ・ **誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。**

③

③ R02 2級 学科技験のみ (第2回)

コンピュータ入力票

氏名印文字数に制限があるため、20文字を超える氏名の場合は、イニシヤル等を使って20文字以内におさめてください。

氏名は住民票に記載されているとおり記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

本籍地のコード番号に○を付けてください。

最大で2つまで○印を付けて、奇数だけは、受検できません(6頁を参照)。希望する受検種別を○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

受検票等郵便物が必ず到着する住所を記入して下さい。同居先名、アパート名、室番号、会社名、郵便番号まで正確に記入してください。郵便物を受け取ることで、住民票に記載されている住所と同一である必要はありません。

社会人の方は、最終学歴(学校教育法によるもの)の学校名、学部、学科名、卒業年月を記入してください。現在、在学中の場合は記入不要です。この例の場合、高等学校に在学中なので、この欄は記入していません。

該当する番号に○を付けてください。

誤って記入した場合
記入した箇所に二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

希望受検地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
北広島	滝沢	東京	新潟	名古屋	大阪	福岡	高松	福岡	那覇	その他

希望する受検地に該当する番号に○を付けてください。

一桁の数字の場合、0(ゼロ)+数字、記入例のように記入してください。

本人と連絡のとれる(携帯電話/FAX) TEL. 090-0000-XXXX FAX. 03-0000-XXXX

本籍地	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県

「48その他」の場合は外国籍を記入してください。

「A」欄から2つの受検はできません。

「1」つ受検する場合は、「A」欄又は「B」欄から1つを選んでください。

「2」つ受検する場合は、「A」欄から1つ、「B」欄から1つを選んでください。

※学科技験の時間割の関係上、「A」欄又は「B」欄から2つの受検はできません。

「B」欄から2つの受検はできません。

〒0000-XXXX-XXXX 東京都 〇〇区 〇〇△△△3-5-8
TEL. 03-0000-XXXX

勤務先を記入する場合、株式会社一(株)、有限会社一(有)、会社名の後に内を付けてください。

「郵便物送付先住所」が自宅等の場合は、この欄に勤務先又は、在学中の学校の郵便番号・所在地・勤務先名又は学校名・電話番号を記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

現在の勤務先または在学中の学校に該当するものを記入してください。

その他に該当する方は、具体的に記入してください。

○を付けた番号を記入してください。

必ず手書きで記入してください。

芝公園工業高等学校 機械科
TEL. 03-0000-XXXX

〒0000-XXXX-XXXX 東京都 〇〇区 〇〇△△△1-1-1
TEL. 03-0000-XXXX

1. 大学 2. 短大、高等専門学校(5年制) 3. 高等学校 4. 中学校 5. 専門学校(高度専門士)
6. 専門学校(専門士) 7. 専門学校(5、6以外) 8. その他

卒業・修了年月 1 2 3 年 月

氏名 梶原太郎

※最終学歴：上記内容が事実と相違がある場合には、合格手取の前記でも修正の必要があります。

※在学中の場合は記入不要

※必ず申請者本人が、手書きでご署名ください。

15. よくある質問

2級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（10月21日（水））の消印有効です。（個人別に簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地の記載があり申請時から6ヶ月以内で、マイナンバーの記載のないものを提出してください。コピーは不可です。

Q 住民票、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、申請時から6ヶ月以内のものを用意してください。コピーは不可です。
・写真は、申請時から6ヶ月以内に撮影したパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を用意してください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所には二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 発送日は令和2年12月8日（火）の予定です。12月14日（月）までに到着しない場合はご連絡ください。

Q 第二次検定の受検に必要な実務経験年数はありますが、この「学科試験のみ」を受検することはできますか？

A この「学科試験のみ」は、年齢条件さえ満足すれば、実務経験の有無に関係なく受検できます。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。試験会場の住所は、受検票に記載しております。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表されます。それ以外の期間は、公表いたしておりません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 申込後、氏名、本籍、郵便物送付先住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」25頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。なお、現住所の変更の届出は不要です。
※11ページ「7.住所変更等について」を参照してください。

Q 学科試験の合格基準について、詳しく教えてください。

A 2級学科試験は、「100点（択一式共通問題50点、種別問題50点）を満点とし、総得点で60点以上を取得した者」が合格となります。

Q 学科試験は令和3年3月9日（火）（予定）に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 第二次検定はいつ受検できるのですか？

A 必要とする実務経験年数を満足すれば受検できます。
※21ページ「16.新制度による2級第二次検定での資格取得について」を参照してください。

Q 第二次検定はいつまで受検できるのですか？

A 学科試験合格年度を含む12年以内（2020（令和2）年度の学科試験合格者は2031（令和13）年度まで）の連続する2回の受検ができます。
※21ページ「16.新制度による2級第二次検定での資格取得について」を参照してください。

Q 第二次検定にも合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した種別により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。学科試験のみの合格では運転できません。
※23ページ「表2 建設機械施工管理技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係」を参照してください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (9:30~12:00/13:00~17:30)
なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

16. 新制度による2級第二次検定での資格取得について

(1) 2級建設機械施工管理技士の資格取得の条件

「学科試験のみ」を受検し合格された方は、学歴に応じた実務経験を積んだ後、令和3年度から令和13年度までに実施される2級の第二次検定のいずれかを、連続して2回まで受検し合格する必要があります。この第二次検定の受検には所定の実務経験が必要です。現行制度での必要な実務経験の概要は下表のとおりで変更はない予定ですが、詳細は、「令和3年度2級建設機械施工管理技術検定試験【第二次検定】受検の手引」をご覧ください。

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
(イ)	学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校卒業 （「高度専門士」に限る）	卒業後、受検しようとする種別に6月以上で、他の種別の経験を通算して1年以上の実務経験年数が必要	卒業後、受検しようとする種別に9月以上で、他の種別の経験を通算して1年6月以上
(ロ)	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業（「専門士」に限る）	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に1年6月以上 ②同上の経験が1年以上1年6月未満で、他の種別の経験を通算して2年以上	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上
(ハ)	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に3年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して4年6月以上
(ニ)	その他の者 （最終学歴が中学校の場合が対象）	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に6年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して8年以上	

※高卒認定試験合格者等について

高等学校の指定学科以外を卒業した者には、文部科学省（旧文部省）が実施していた以下に示す①から⑦の試験に合格した者（以下「高卒認定試験合格者等」）を含みます。

- ① 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験
- ② 旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定
- ③ 旧専門学校入学検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定
- ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験
- ⑤ 旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校の尋常科
- ⑥ 旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校本課
- ⑦ 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者

(2) 第二次検定の受検

「学科試験のみ」を受検し合格した者は、学科試験合格年度を含む12年以内に実施する第二次検定のうち、連続する2回の第二次検定を2級第一次検定の免除者として受検することができます。

例えば、令和2年度の「学科試験のみ」合格者は、所定の実務経験を満たせば、翌年度から令和13年度までに実施する第二次検定のいずれか1回を受検でき、この第二次検定に合格できなかった場合でも、その翌年度の第二次検定に限り、再度受検できます。ただし、令和13年度に初めて第二次検定を受検する者は、翌年度の第二次検定は受検できないため注意してください。

第二次検定で受検できる種別は、学科試験で合格した種別に限ります。

17. 参考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。（建設業法の許可業種のうち建設機械施工技士に関する業種は、土木工事業、舗装工事業及びとび・土工工事業です。）

営業所、工事現場に配置する技術者

許可を受けている業種	指定建設業		その他 (左記以外の22業種 とび・土工工事業)			
	土木工事業 建築工事業 管工事業 鋼構造物工事業	舗装工事業 電気工事業 造園工事業				
建設業の許可制度	許可の種類	特定	一般	特定	一般	
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,000万円以上 注)1	4,000万円未満 注)1	4,000万円以上は契約できない 注)1	4,000万円以上	4,000万円未満
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が3,500万円以上のときに必要 注)2				
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない	
	監理技術者講習受講の必要性					

- 注) 1. 建築一式工事の場合は6,000万円
2. 建築一式工事の場合は7,000万円

(2) 建設機械施工管理技士の処遇

この試験に合格すると前頁記載の建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な有資格者(対象となる業種は、土木工事業、とび・土木工事業、舗装工事業に限られます。)になることができるほか、次のような資格が得られます。

(詳細につきましては、関係機関へお問合せください。)

- 1) 労働安全衛生法で定める特定自主検査の有資格者(事業内検査に限る)としての資格が得られます(事業者を除く)。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。
- 2) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

表1 建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の有資格者との関係

凡例【○：有資格者、△：検査者として必要な講習科目を一部免除】

事業内検査の 建設機械 施工管理技士	資格種類	車両系建設機械				高所 作業車	不整地 運搬車	フォーク リフト
		整地・運搬・積み込み・掘削用及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート 打設用			
1級建設機械施工管理技士		○	○	○	△	△	○	△
2級建設機械 施工管理技士	第1種	○	△	△	△	△	○	△
	第2種	○	△	△	△	△	○	△
	第3種	○	△	△	△	△	○	△
	第4種	△	△	○	△	△	○	△
	第5種	△	△	△	△	△	○	△
	第6種	△	○	△	△	△	○	△

※事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。

表2 建設機械施工管理技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習等との関係

凡例【○：必要な講習・教育の全部を免除、△：必要な講習科目を一部免除・時間短縮、×：免除なし】

建設機械 施工管理技士	技能講習等	技能講習							特別教育		
		車両系建設機械			不整地 運搬車	高所 作業車	ショベル ローダ	クレーン 等		地山の 掘削作業 主任者	
		整地・運搬・積み込み・掘削用	基礎 工事用	解体用							
1級建設 機械施工 管理技士	実技試験 選択科目	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
		第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
		第3種	△	△	△	△	△	△	×	△	
		第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
		第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
		第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	
2級建設 機械施工 管理技士	受験科目	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
		第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
		第3種	○	△	△	△	△	△	×	△	
		第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
		第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
		第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	

※労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育規程からの抜粋です。法令の改正にともない適用が変わる場合がありますので、必要に応じて労働基準監督署等の厚生労働省関係機関へお問い合わせください。

なお、地山の掘削作業主任者欄は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、建設機械施工管理技術検定の実技試験(第5種)で使用するアスファルトフィニッシャの運転は、労働安全衛生法で就業制限を受ける業務の対象外となっています。

※建設機械施工管理技士の資格で従事できる建設機械の詳細については最寄りの労働局又は労働基準監督署に確認してください。

身体の不自由がある者の受検について

身体の不自由がある者については、受検申込時に当協会までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ①車椅子による受検が可能となる配慮(ただし、実技試験を除く)
- ②試験会場までの自家用車の利用に係る配慮
- ③補聴器、拡大鏡等の使用の許可
- ④注意事項についての文字による説明
- ⑤付添者による介助の許可(ただし、学科試験における付添者の入室は原則として認めません)
- ⑥その他対応可能な身体の不自由への配慮

なお、上記に係る配慮のための申出書の提出と、事故防止等の観点から受検についての医師の許可書等を求める場合があります。

ご 注 意

申請書類に虚偽記載がある場合は、受検ができません。また、合格が取り消されます。

不正受検(申請書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、受検申請書は、受検者自身が記入・確認のうえ、お送りください。

※申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。

令和 年 月 日

令和2年度 2級建設機械施工技術検定試験（学科試験のみ）（第2回） 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の学科希望受験地

注) 上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

受験申込時の氏名

受験番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

生年月日

昭和 平成	年	月	日
----------	---	---	---

※受験番号は受験票（令和2年12月8日（火）発送予定）に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受験申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。

※郵便物送付先にしていない現住所の変更については、届出は不要です。

※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ	
住所	(〒 -) TEL. - -

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名

新氏名

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

→

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍

新本籍

→

※同一都道府県内での変更はありません。

④希望受験地変更

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。

- ・受験票のコピー（受験票が到着していない場合は不要です）
- ・変更理由の証明になるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地

新希望受験地

理由

→

〔

〕

⑤その他

〔

〕

注 意

- ・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部
- ・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項】

1. 症状のある方等

- 受験当日の朝に検温し、37.5 度を超えていないことを確認し、その結果を受検票に記載してください。37.5 度以上の熱がある方は受験を中止し、協会試験部へ試験当日の 9 時 30 分までに連絡してください。
- 過去 2 週間以内に海外から帰国された方および新型コロナウイルス感染症について陽性と診断された者との濃厚接触者、感染が疑われる症状が出た方は受験を中止し、協会試験部へ受験の前日までに欠席の連絡をしてください。
- 上記の理由により欠席の連絡をした場合には、受験手数料を全額返金いたします。

2. 受験会場での注意

- マスクを持参のうえ試験会場内では必ず着用してください。
- こまめな手洗いや、手指の消毒を徹底してください。
- 会場換気による室温の変化に対応できる服装としてください。
- 試験会場内は全面禁煙となります。
- 休憩時間は、屋外等の広い場所に移動し、近距離での会話や発声を最小限にとどめてください。
- 試験室の座席配置は、通常時の試験による離隔を予定していますが、不安のある方は受験の取消し手続きをしてください。

3. 試験終了後の注意

- 試験から 2 週間以内に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、協会試験部まで連絡してください。
- 万一、試験当日に陽性者等が出た場合は、その事実が確認された時点で、速やかに協会ホームページで公表しますので、試験後 2 週間程度は定期的な確認を行ってください。

4. その他

- 会場にて体調不良になった場合、他の受検者および試験関係者に対する予防措置のため、症状によっては会場からの速やかな退去をお願いする場合があります。
- 試験実施について変更がある場合は、協会ホームページに掲載しますので、適宜確認をしてください。

受検される方には、事前に受験票や協会ホームページにより、上記のコロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項と、本注意事項に違反すると受検できない場合がある旨をお知らせし対策へのご協力をお願いしております。（この内容は令和 2 年 7 月末時点のもので、今後の動向等により適宜修正する場合があります。）

注) このページをコピーして使用してください。